■ 社会 ■

I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項

1 改訂の趣旨

○ 社会との関わりを意識して課題を追究したり解決したりする活動を充実し、知識や思考力等を 基盤として社会の在り方や人間としての生き方について選択・判断する力、自国の動向とグロー バルな動向を横断的・相互的に捉えて現代的な諸課題を歴史的に考察する力、持続可能な社会づ くりの観点から地球規模の諸課題や地域課題を解決しようとする態度など、国家及び社会の形成 者として必要な資質・能力を育んでいくことが求められる。

2 改訂の要点

(1)目標の改善

① 【社会科における「社会的な見方・考え方」】

社会科では、「社会的な見方・考え方」を、課題を追究したり解決したりする活動において、社会的事象等の意味や意義、特色や相互の関連を考察したり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて構想したりする際の視点や方法として考えた。またこれは、小学校社会科、中学校社会科の各分野の特質に応じた見方・考え方の総称であり、小学校社会科においては「社会的事象の見方・考え方」として、次のように整理した。

「社会的事象の見方・考え方」…社会的事象を,位置や空間的な広がり,時期や時間の経過,事象や人々の相互関係などに着目して捉え,比較・分類したり総合したり,地域の人々や国民の生活と関連付けたりすること。

② 目標構成の改善

「公民としての資質・能力」を育成することを目指し、各学年の目標も「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の三つの柱に沿った資質・能力として整理・明確化した。その際、第3学年及び第4学年の目標と内容については、系統的、段階的に再整理した。また、グローバル化などへの対応を図るため、「教科用図書 地図」を第3学年から配布し、その使用を目標にも示した。

(2) 指導内容の改善

- ① 現代的な諸課題を踏まえる観点から、我が国や地方公共団体の政治の仕組みや働き、世界の国々との関わりに関心を高めるとともに、社会に見られる課題を把握して社会の発展を考える学習の充実を図る方向で改善を図った。また、持続可能な社会づくりの観点から、人口減少や地域の活性化、国土や防災安全に関する内容の充実を図るとともに、情報化による生活や産業の変化、産業における技術の向上などに関する内容についても充実する方向で改善を図った。
- ② 内容については、中学校への接続・発展を視野に入れ、ア地理的環境と人々の生活、イ歴史と人々の生活、ウ現代社会の仕組みや働きと人々の生活、の三つに、また、ア、イは空間的な広がりを念頭に、地域、日本、世界と、ウは経済・産業、政治及び国際関係と、それぞれ区分して整理する方向で改善を図った。

第3学年では、自分たちの市を中心とした地域の社会生活を総合的に理解できるようにするとともに、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚を養うようにする。

【第3学年の内容】

- (1) 身近な地域や市区町村の様子・・・・・・・ア
- (2) 地域に見られる生産や販売の仕事・・・・・・・ウ
- (3) 地域の安全を守る働き・・・・・・・・・ウ
- (4) 市の様子の移り変わり・・・・・・・イ

第4学年では、自分たちの県を中心とした地域の社会生活を総合的に理解できるようにするとともに、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚を養うようにする。

第5学年では、我が国の国土と産業の様子や特色を総合的に理解できるようにするとともに、 我が国の国土に対する愛情、我が国の産業の発展を願い、我が国の将来を担う国民としての自覚 を養うようにする。

【第5学年の内容】

- (1) 我が国の国土の様子と国民生活・・・・・・・ア
- (2) 我が国の農業や水産業における食料生産・・・・・・ウ
- (3) 我が国の工業生産・・・・・・・・・・・ウ
- (4) 我が国の産業と情報との関わり・・・・・・ウ
- (5) 我が国の国土の自然環境と国民生活の関わり・・・・ア及びウ

第6学年では、我が国の政治の働きや歴史、我が国と関係の深い国の生活やグローバル化する 国際社会における我が国の役割について理解できるようにするとともに、我が国の歴史や伝統を 大切にして国を愛する心情、我が国の将来を担う国民としての自覚や平和を願う日本人として世 界の国々の人々と共に生きることの大切さについての自覚を養うようにする。

【第6学年の内容】

- (1) 我が国の政治の働き・・・・・・・・・ウ
- (2) 我が国の歴史上の主な事象・・・・・・・イ
- (3) グローバル化する世界と日本の役割・・・・・・ウ

3 具体的な改善事項 (別紙)

Ⅱ 移行措置

1 移行期間中の特例

- 平成30年度及び平成31年度の第3学年から第6学年までの社会の指導に当たっては、現行学習指導要領第2章第2節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新学習指導要領第2章第2節の規定によることができる。ただし、現行による場合には、次のとおりとする。
- (1) 平成30年度及び平成31年度の第5学年の社会の指導に当たっては、現行〔第5学年〕の2(1) アのうち「我が国の位置と領土」の部分の規定に係る事項を省略し、新〔第5学年〕の2(1)ア(7) のうち「世界における我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲」の部分の規定に係る事項を加え、新〔第5学年〕の3(1)アの規定を適用する。
- (2) 平成 31 年度の第3学年の社会の指導に当たっては、現行〔第3学年及び第4学年〕のうち、2 (1)ア、2(2)ア及びイ、2(4)ア及びイ並びに2(5)アに規定する事項を指導するものとする。ただし、現行〔第3学年及び第4学年〕の2(4)の指導に当たっては、現行〔第3学年及び第4学年〕の3(4)のうち、「火災」に関する部分の規定を適用する。

2 移行措置の解説

- ・第3学年の「市の様子の移り変わり」については、移行期間に実施してもよい。
- ・平成31年度の第3学年では、「地域の安全を守る働き」について、必ず指導しておく。その際、「自然災害」に関する内容は、次年度に扱うため指導しなくてもよい。
- ・第4学年の「県内の伝統や文化、先人の働き」については、平成32年度で行うため、平成31年度では第3学年で「文化財」に関する内容は指導しなくてもよい。
- ・第5学年の「世界における我が国の国土のI、国土の構成、領土の範囲」については、平成30年度から実施する。(※地図帳を使うことで対応可。)

3 具体的な改善事項

学習指導要領の記述 (抜粋)

解説と補足

I 改訂の趣旨と要点

【別紙参照】

Ⅱ 目標及び内容

1 教科の目標

第1 目標

社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 地域や我が国の国土の地理的環境,現代社会の 仕組みや働き,地域や我が国の歴史や伝統と文化 を通して社会生活について理解するとともに, 様々な資料や調査活動を通して情報を適切に調べ まとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 社会的事象の特色や相互の関連,意味を多角的に考えたり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したことを適切に表現する力を養う。
- (3) 社会的事象について、よりよい社会を考え主体的に問題解決しようとする態度を養うとともに、多角的な思考や理解を通して、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚、我が国の国土と歴史に対する愛情、我が国の将来を担う国民としての自覚、世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚などを養う。
- ・「見方」は「視点」、「考え方」は「視点を生かした考え方」である。
- ・「見方・考え方」は授業改善の視点でもある。児童が何度も繰り返し使う道具・スキルではあるが、児童に、どの「見方・考え方」を使ったのかを考えさせるのではなく、「見方・考え方」を児童が自然に繰り返し使えるように授業改善(教材、問い、資料等)をしていくことが必要である。
- ・視点は様々なものがあり、それらをいくつも組み 合わせながら社会的事象の意味を捉えられるよう な工夫が必要である。

第2 各学年の目標及び内容

〔第3学年〕

1 目標 ←

社会的事象の見方・考え方を働かせ、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次のとおり資質・能力を育

-■「目標」の構成について

・「社会的な見方・考え方を働かせ、課題を~(中略) ~公民としての資質・能力の基礎を養う」という 柱書部分と、(1)「知識及び技能」、(2)「思考力・ 判断力・表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間 性等」の三つの柱に沿った資質・能力に関わる具 体的な目標で構成されている。

┓「社会的な見方・考え方を働かせる」とは

- ・小学校,中学校,高等学校共通の「総称」として, 「社会的な見方・考え方」が示された。
- ・小学校の各学年の目標においては「社会的事象の 見方・考え方」として表記されている。
- ・「社会的な見方・考え方」は、社会的事象の意味 や意義、特色や相互の関連を考えたり、社会に見 られる課題を把握して、その解決に向けて社会へ の関わり方を選択・判断したりする際の「視点や 方法(考え方)」である。
- ・「社会的な見方・考え方を働かせる」ことは、視点や方法(考え方)を用いて、調べ、考え、表現して、理解したり、学んだことを社会生活に生かそうとしたりすることなどである。
- 視点=「位置や空間的な広がり、時期や時間の経過、 事象や人々の相互関係などに着目して」
- 方法=社会的事象を捉え、比較・分類したり総合したり、地域の人々や国民の生活と関連付けたりすること
- →教師が教材や資料を準備する際には、こうした視点や方法に基づいて、問いを意識することが大切である。なお、問いとは、単元などの学習の問題はもとより、児童の疑問や教師の発問などを幅広く含むものである。

■「情報を適切に調べまとめる技能」について

- ・「技能」については、解説に一覧で示した。
- ・調べまとめる「技能」は校種によって段階性を付けるものではないと捉えた。技能は発達していくものではあるが、何度も繰り返し使うことによって身に付き、難しい資料も読むことができるようになっていくものである。

■「各学年の目標」の構成について

・各学年の目標も「柱書き」及び三つの柱に沿った 資質・能力に関わる具体的な目標で構成した。 成することを目指す。

- (1) 身近な地域や市区町村の地理的環境,地域の安全を守るための諸活動や地域の産業と消費生活の様子,地域の様子の移り変わりについて,人々の生活との関連を踏まえて理解するとともに,調査活動,地図帳や各種の具体的資料を通して,必要な情報を調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 社会的事象の特色や相互の関連,意味を考える 力,社会に見られる課題を把握して,その解決に 向けて社会への関わり方を選択・判断する力,考 えたことや選択・判断したことを表現する力を養 う。

(3) ~ 略 ~

- ・「社会に見られる課題」という言葉は、これまで小学校では使ってこなかった言葉(いわゆる社会問題)である。しかし、これからは学んだことを生かして、現実社会の課題について考えさせていくような判断場面を大切にしていく必要がある。判断させることで判断力は養える。
- ※大人が答えを出せないような「社会問題」について考えさせることではない。学習展開の中で出会った社会問題について、これまで「学んだことを使って」考えることができるよう指導する。全ての単元で取り扱うことは難しいため、取り扱えるであろう内容を、「内容の取扱い」で示した。

2 内容

- (1) 身近な地域や市区町村(以下第2章第2節において「市」という。)の様子について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア _次のような知識及び技能を身に付けること。
 - (ア) 身近な地域や自分たちの市の様子を大まかに理解すること。
 - (4) 観察・調査したり地図などの資料で調べたりして、白地図などにまとめること。
 - イ 次のような思考力,判断力,表現力等を身に 付けること。
 - (ア) 都道府県内における市の位置,市の地形や土地利用,交通の広がり,市役所など主な公共施設の場所と働き,古くから残る建造物の分布などに着目して,身近な地域や市の様子を捉え,場所による違いを考え,表現すること
- (2) 地域に見られる生産や販売の仕事について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事

■「社会的事象の特色や相互の関連,意味を考える」について

・これまでは第3・4学年が「特色や相互の関連」 第5・6学年が「意味」を考えるといった分類を していた。しかし、これまでの授業においても、 第3・4学年でも十分「意味」を考えるような学 習が進められており、第5・6学年でも「特色や 相互の関連」を考える学習が展開されてきたこと を踏まえて見直されている。

-■「社会に見られる課題」とは

・地域社会における安全の確保や、良好な生活環境の維持、資源の有効利用、自然災害への対策、伝統や文化の保存・継承、国土の環境保全、産業の持続的な発展、国際平和の構築など現代社会に見られる課題を想定したものである。

┗「社会への関わり方を選択・判断するカ」とは

- ・社会的事象の仕組みや働きを学んだ上で、習得した知識などの中から自分たちに協力できることなどを選び出し、自分の意見や考えとして決めるなどして、判断すること。
- ・「社会への関わり方」と、「選択・判断」の条件を示している。学習したことを選択肢としてこれからの社会を考え、自分たちの立場でできること、何が大切か、何を優先すべきか等を考えさせる。

■「内容」の記載をつなげて読む

- ゲ資質・能力であえて「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」を分けて記載しているが、イの(ア)からアの(ア)を矢印につなげて読むと、この単元での目標が見えてくる。その際、アの(イ)についても関連付けて指導すること。
- (例) 都道府県内における市の位置,市の地形や土地利用,交通の広がり,市役所など主な公共施設の場所と働き,古くから残る建造物の分布などに着目して,身近な地域や市の様子を捉え,場所による違いを考え,表現することを通して,身近な地域や自分たちの市の様子を大まかに理解できるようにすること。
- ・内容(1)のイの解説のように、ここを読むと、単元の展開(単元イメージ)が分かるようになっている。概念を描く、思考・判断・表現のプロセスを入れる、見方・考え方をどのように働かせるかを学習指導要領で表現できるように配慮した。

■市役所など

「市役所など」は必ず取り上げる。

項を身に付けることができるよう指導する。

- ア次のような知識及び技能を身に付けること。
 - (ア) 生産の仕事は、地域の人々の生活と密接な 関わりをもって行われていることを理解する こと。
 - (4) 販売の仕事は、消費者の多様な願いを踏ま え売り上げを高めるよう、工夫して行われて いることを理解すること。
 - (ウ) 見学・調査したり地図などの資料で調べたりして、白地図などにまとめること。
- イ 次のような思考力,判断力,表現力等を身に 付けること。
 - (7) 仕事の種類や産地の分布,仕事の工程など に着目して,生産に携わっている人々の仕事 の様子を捉え,地域の人々の生活との関連を 考え,表現すること。
 - (イ) 消費者の願い,販売の仕方,他地域や外国 との関わりなどに着目して,販売に携わって いる人々の仕事の様子を捉え,それらの仕事 に見られる工夫を考え,表現すること。
- (3) ~略~(内容の取扱いにて説明)
- (4) 市の様子の移り変わりについて, 学習の問題を追究・解決する活動を通して, 次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア次のような知識及び技能を身に付けること。
 - (ア) 市や人々の生活の様子は,時間の経過に伴い,移り変わってきたことを理解すること。
 - (イ) 聞き取り調査をしたり地図などの資料で調べたりして、年表などにまとめること。
 - イ 次のような思考力,判断力,表現力等を身に 付けること。
 - (ア) 交通や公共施設,土地利用や人口,生活の 道具などの時期による違いに着目して,市や 人々の生活の様子を捉え,それらの変化を考 え,表現すること。

3 内容の取扱い

- (1) 内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。
 - ア 学年の導入で扱うこととし、アの(ア)については、「自分たちの市」に重点を置くよう配慮すること。
 - イ アの(4)については、「白地図などにまとめる」際に、教科用図書「地図」(以下第2章第2節において「地図帳」という。)を参照し、 方位や主な地図記号について扱うこと。
- (2) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

■アの(ア)「生産の仕事で理解すること」とは

・自分たちの住む地域には様々な生産に関する仕事があること、産地は市内に分布していること、生産するには一定の順序や工程があること、地域で生産された物は地域の人々の生活に使われていることなどを基に、生産の仕事の様子について理解することである。

■アの(イ)「販売の仕事で理解すること」とは

・販売の仕事は消費者の需要を踏まえて売り上げを 高めるよう工夫していること、商店では商品の品 質や並べ方、値段の付け方などを工夫して販売し ていること、販売の仕事は商品や人を通して国内 の他地域や外国とも関わりがあることなどを基 に、販売の仕事の様子について理解することであ る。

- ・生産と販売に関する学習内容について、知識と思 考等とをもう一度、単元をイメージして整理し直 し、「工夫」や「外国との関わり」について、単元 で付けたい力の役割を明らかにした。
- ・生産の仕事は、生産という社会機能を通して地域 を理解する。昔からこんなものを作っている、こ んな地形だから、ここではこんなものを作ってい るなど、地域と密接な関わりの中で市を理解して いく学習になる。
- ・販売の仕事は、消費生活の理解である。販売の仕事は意図的であり、そこには工夫が見えてくる。

■「昔の道具」からの大きな変更

- ・移行期間に実施してもよい。
- ・第1小単元が空間的な基礎を養う位置付けだとするならば、ここは「時間的な見方」の基礎となる。
- ・「移り変わり」、「だんだん移り変わってきた」となると、少なくとも事象が三つ並び、現在と合わせ過去の二つの事象を取り上げ、三時点の歴史的な内容を比較していくことが必要である。
- ・「生活の道具」については子どもの生活から遠ざけ たくない意図により残された。
- ・第1小単元で作られた「市の地図」を使い、「昔は どうだったんだろう」、「どんな移り変わりを経て、 このように変わったんだろう」といったイメージ で活用できるような授業展開を工夫したい。
- ・「交通,公共施設,土地利用や人口」等は,どこから入っていくと効果的かを工夫することが大切である。大きな年表を作るイメージである。

■「学年の導入で扱うこと」について

- ・目次単元としての役割があるため「学年の導入」 で扱う。
- ・「身近な地域や市の様子」はそもそも一つの内容であるが、学校の周辺を調べる活動で生活科のように時間をかけすぎる実態がある。ここは「市」を

- ア アの(ア)及びイの(ア)については、事例として 農家、工場などの中から選択して取り上げるよ うにすること。
- イ アの(4)及びイの(4)については、商店を取り上げ、「他地域や外国との関わり」を扱う際には、地図帳などを使用して都道府県や国の名称と位置などを調べるようにすること。
- ウ イの(4)については、我が国や外国には国旗 があることを理解し、それを尊重する態度を養 うよう配慮すること。
- (3) 内容の(3)については、次のとおり取り扱うものとする。
 - ア アの(ア)の「緊急時に対処する体制をとっていること」と「防止に努めていること」については、火災と事故はいずれも取り上げること。 その際、どちらかに重点を置くなど効果的な指導を工夫をすること。
 - イ イの(ア)については、社会生活を営む上で大 切な法やきまりについて扱うとともに、地域や 自分自身の安全を守るために自分たちにでき ることなどを考えたり選択・判断したりできる よう配慮すること。 ▲
- (4) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。
 - ア アの(イ)の「年表などにまとめる」際には、 時期の区分について、昭和、平成など元号を用 いた言い表し方などがあることを取り上げる こと。
 - イ イの(ア)の「公共施設」については、市が公 共施設の整備を進めてきたことを取り上げる こと。その際、租税の役割に触れること。
 - ウ イの(7)の「人口」を取り上げる際には、少子高齢化、国際化などに触れ、これからの市の発展について考えることができるよう配慮すること。

🛓 (4) について

- ・明治や大正など元号を取り入れ、比較しやすくしたい。どこから比較対象にしていくかは、地域の実態に応じて運用する。交通、公共施設、土地利用等については、「種類」によって比較対象が違っても問題ない。
- ・イやウの「~に触れ」については、紹介するぐら いのニュアンスでよい。
- ・人口が減っていくことが市が発展しないことと同じような感覚で子どもたちに考えさせたくない。 市役所などで作成している資料などをもとに、市で考えている未来に触れ、「児童のみんなならどんな「市」になって欲しいと考えているか。」を考えさせていくことが求められる。

中心とした学習であり、学校の周りはそのきっかけとして扱うはずだが、学校の周辺をすべて探検して絵地図にまとめている学習も見られる。見学・観察等は重要な学習であるため、自然条件や社会条件で学校の周りを見て、市の様子の特色を見る学習を工夫して位置付ける。

▼ 「地図帳」の活用について

- ・第3学年から地図帳が配られるため、どこで使う かが明記されている。ここの内容では、県内にお ける市の位置や方位について地図帳を活用する。
- ・政治の働き(主権者教育),外国との関わり(グローバル化への対応)の視点から,学習指導要領全体で大切にされている。

■「1単元分の時間の生み出し」について

- ・第3学年の内容構成を変更(消防・警察の2単元を第3学年に移行)し、火災・事故等を一くくりで行う。第4学年に年中行事・文化財等の1単元分を移行するが、交換した際、1単元分不足する。そのため内容の(1)と(3)で1単元分の時間を捻出していく必要がある。それぞれ内容の軽重を付けたり、役割を明確にしたりするなど「単元をデザインする」ことで、少しボリュームダウンさせ、時間を捻出することが考えられる。
- ・火災等の学習では、救急車、水道局、ガス、電気、警察等、関係機関がいろいろ出てきて「緊急対処」の側面が見やすい。それに対して事故等では、安全週間、安全指導員、安全パトロール、安全マップ、子ども110番の家等、「未然防止」の側面の方が見やすいのではないか、という意図がある。
- ・どちらも子どもの命に関わることであるため、どちらも取り扱う必要がある。しかし、二つを同等の比率で扱うのではなく、2単元で扱いながらも 役割を明確にし、軽重を付けて指導する。

■「選択・判断する」について

・全ての単元で取り入れるのではなく、内容の取扱いごとに、選択・判断する場面を位置付けている。 <解説参照>

例えば、火事を引き起こさない生活の仕方や事故 を起こしたり事件に巻き込まれたりしない行動の仕 方について討論したり、標語やポスターなどを作成 したりすることなどが考えられる。 [第4学年]

1 月標

※「柱書き」については「第3学年と同じ」 (1)~略~(2)(3) については、「第3学年と同じ」

2 内容

- (1) 都道府県(以下第2章第2節において「県」という。)の様子について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア次のような知識及び技能を身に付けること。
 - (ア) 自分たちの県の地理的環境の概要を理解すること。また、47 都道府県の名称と位置を理解すること。
 - (イ) 地図帳や各種の資料で調べ、白地図などにまとめること。
 - イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に 付けること。
 - (ア) 我が国における自分たちの県の位置,県全体の地形や主な産業の分布,交通網や主な都市の位置などに着目して,県の様子を捉え,地理的環境の特色を考え,表現すること。
- (2) 人々の健康や生活環境を支える事業について, 学習の問題を追究・解決する活動を通して,次の 事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア次のような知識及び技能を身に付けること。
 - (ア) 飲料水,電気,ガスを供給する事業は,安全で安定的に供給できるよう進められていることや,地域の人々の健康な生活の維持と向上に役立っていることを理解すること。
 - (4) 廃棄物を処理する事業は、衛生的な処理や 資源の有効利用ができるよう進められている ことや、生活環境の維持と向上に役立ってい ることを理解すること。
 - (ウ) 見学・調査したり地図などの資料で調べた りして、まとめること。
 - イ 次のような思考力,判断力,表現力等を身に 付けること。
 - (7) 供給の仕組みや経路,県内外の人々の協力などに着目して,飲料水,電気,ガスの供給のための事業の様子を捉え,それらの事業が果たす役割を考え,表現すること。
 - (4) 処理の仕組みや再利用, 県内外の人々の協力などに着目して, 廃棄物の処理のための事業の様子を捉え, その事業が果たす役割を考え, 表現すること。
- ・私たちの生活は、時に「遠くに住んでいる人たちの生活から成り立っていること」を分からせたい。子どもたちは私たちの市の電気やごみが違う、地域でつくられたり、処理されたりしていることを知らないことがある。

■「都道府県の名称」について

- ・都道府県の名称に用いる漢字については、国語科において、第4学年まで(※第4学年終了時まで) に指導することとなっている。
- ・評価の際は、第4学年のどの時期にどれだけの漢字を用いて書くことが可能かを、十分配慮する必要がある。

■イの(7)の具体的な指導とは

- ・社会的事象の見方・考え方を働かせ、県の様子について、例えば、自分たちの県は日本のどこに位置しているか、どのような地形が見られるか、主な産業はどこに分布しているか、交通網はどのように広がっているか、主な都市はどこに位置しているかなどの問いを設けて調べたり、それらを総合して県の地理的環境の特色を考えたりして、調べたことや考えたことを表現することである。
- (→解説の具体を読むと、思考のプロセスが分かる)

┲┛ての(ア)の「考え、表現すること」について

・解説の様々なところで、「考え、表現すること」に ついて、「文章で記述したり、白地図などにまとめ たことを基に説明したりすることである。」と記述 されている。本改訂においては、「書くことは考え ることである」と捉え、児童に文章で書かせる活 動を大切にしている。

■イの(ア)の「県内外の人々の協力に着目する」とは

- ・飲料水、電気、ガスの供給に関係する施設や事業 所などの建設に関わる県内外の地域の人々、節水 (節電や省エネ)などに関わる県内の人々の連携 や協力について調べることである。なお、電気を 取り上げる場合には、電力を大量に消費する大都 市圏に住む人々の生活は、消費地から離れた県な どにある発電所から電力の供給を受けることで成 り立っていることに触れるようにする。その際、 先の東日本大震災において原子力発電所で大きな 事故が発生したことに伴って生じ、現在なお直面 している多くの困難を踏まえ、当該地域やその住 民、一時避難者に十分配慮して指導することが必 要である。
- ■イの(イ)の「県内外の人々の協力に着目して」とは
- ・廃棄物の処理に関係する施設や事業所,ごみ処理 場や浄水場などの建設に関わる県内外の人々,ご み資源のリサイクルや水の再利用などに関わる 人々などの連携や協力について調べることであ る。

- (3) 自然災害から人々を守る活動について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア次のような知識及び技能を身に付けること。
 - (7) 地域の関係機関や人々は、自然災害に対し、 様々な協力をして対処してきたことや、今後 想定される災害に対し、様々な備えをしている ることを理解すること。
 - (イ) 聞き取り調査をしたり地図や年表などの資料で調べたりして、まとめること。
 - イ 次のような思考力,判断力,表現力等を身に 付けること。
 - (7) 過去に発生した地域の自然災害,関係機関の協力などに着目して,災害から人々を守る活動を捉え,その働きを考え,表現すること。
- (4) 県内の伝統や文化, 先人の働きについて, 学習 の問題を追究・解決する活動を通して, 次の事項 を身に付けることができるよう指導する。

\sim 略 \sim

- (5) 県内の特色ある地域の様子について,学習の問題 を追究・解決する活動を通して,次の事項を身に付 けることができるよう指導する。
 - ア次のような知識及び技能を身に付けること。
 - (ア) 県内の特色ある地域では、人々が協力し、 特色あるまちづくりや観光などの産業の発展 に努めていることを理解すること。
 - (イ) 地図帳や各種の資料で調べ、白地図などにまとめること。

イ ~ 略 ~

- 3 内容の取扱い
 - (1) 内容の(2) については、次のとおり取り扱うものとする。

※ア〜エ 〜 略 〜

- オ イの(イ)については、社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うとともに、ごみの減量や水を汚さない工夫など、自分たちにできることを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。
- (2) 内容の(3)については、次のとおり取り扱うものとする。
 - ア アの(ア)については、地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害などの中から、過去に県内で発生したものを選択して取り上げること。
 - イ アの(ア)及びイの(ア)の「関係機関」については、県庁や市役所の働きなどを中心に取り上げ、防災情報の発信、避難体制の確保などの働き、 自衛隊など国の機関との関わりを取り上げること
 - ウ イの(ア)については、地域で起こり得る災害を 想定し、日頃から必要な備えをするなど、自分

■内容の(3)について

・第3学年で扱う消防・警察は、「人災」である。第4学年での取扱いは「自然災害」との区別を意識する。これまでの「国土の自然災害」の内容も残っている。しかし、これまで、国土の中の自然災害ではなく、防災学習になってしまっていることがあった(自助・公助を扱う)。

■アの(ア)について

- ・「協力をして対処してきた」は過去,「備えをしていること」は未来に向けて考える。ここで自助・ 公助を理解させたい。
- ・御嶽山の噴火による災害, 濃尾地震による災害等 県内で発生したものを扱う。時期はどこまでさか のぼってもよい。繰り返し起こりがちな自然災害 を扱う。
- ・県の地理的な条件における災害を子どもたちが知っていることが,第4学年の児童の命を守ることにつながる。

■(5)について

- ・「県内の特色ある地域の様子」については、自分たちの地域と比較することを通して、その地域の特色を考えるため、自分たちの町ではなく、他地域を取り上げて比較する。
- ・ここでは「県の特色を考える」ことまでは求めていない。「特色ある地域の様子」を調べることで、その「地域の特色」が分かればよい。そこから県内にはいろいろな地域的な特色があるのだということが分かればよい。

■「法やきまり」について

・飲料水や電気ガスで「法やきまり」を現実的には 扱いにくい。ゴミ捨てのルール等廃棄物の処理で 法やきまりを扱うよう焦点を絞った。

■アの(ア)について

・国が定めた防災基本計画の「自然災害」のカテゴ リー順に決め出したものである。土砂災害は風水 害の中に含まれている。しかし、土砂災害に関し て全国には約54万箇所の危険指定地域がある。ど の地域にも、土砂災害の地域はある。

■「地域で起こり得る自然災害」について

- ・過去に県内で発生した地震災害,津波災害,風水 害,火山災害,雪害などの中から選択して取り上 げる。なお,風水害とは,(中略)などによる災 害を指している。
- ・ここでは、県庁や市役所を中心に取り上げ、(中略)取り上げるようにする。その際、県庁や市役所が、(中略)自衛隊など国の関係機関とも連携、協力して人々の安全を守る活動を行っていることに気付かせることも大切である。

たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。

(3) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア ~ 略 ~

- イ アの(イ)及びイの(イ)については、開発、教育、 医療、文化、産業などの地域の発展に尽くした 先人の中から選択して取り上げること。
- ウ イの(ア)については、地域の伝統や文化の保存 や継承に関わって、自分たちにできることなど を考えたり選択・判断したりできるよう配慮す ること。
- (4) 内容の(5)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 県内の特色ある地域が大まかに分かるように するとともに、伝統的な技術を生かした地場産 業が盛んな地域、国際交流に取り組んでいる地 域及び地域の資源を保護・活用している地域を 取り上げること。その際、地域の資源を保護・ 活用している地域については、自然環境、伝統 的な文化のいずれかを選択して取り上げること。

イ ~ 略 ~

[第5学年]

1 目標

社会的事象の見方・考え方を働かせ、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 我が国の国土の地理的環境の特色や産業の現状、社会の情報化と産業の関わりについて、国民生活との関連を踏まえて理解するとともに、地図帳や地球儀、統計などの各種の基礎的資料を通して、情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 社会的事象の特色や相互の関連, 意味を多角的に考える力, 社会に見られる課題を把握して, その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断する力, 考えたことや選択・判断したことを説明したり, それらを基に議論したりする力を養う。
- (3) 社会的事象について,主体的に学習の問題を解決しようとする態度や,よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養うとともに,多角的な思考や理解を通して,我が国の国土に対する愛情,我が国の産業の発展を願い我が国の将来を担う国民としての自覚を養う。

2 内容

(1) 我が国の国土の様子と国民生活について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア次のような知識及び技能を身に付けること。

■医療について【追加】

・先人の開発の中で、私財をなげうってまで努力した人が出てくればよいが、「行政」が出てきてしまうとなかなか扱いづらい。「医療」は小さな病院を建てたとか、大きく広がった病気を治すために取り組んだといった意味で扱いやすい。

■内容の(5)のアについて

・県の地図が常掲され、学んだ地域が地図に書き込まれていくとよい。これまで2地域を取り上げてきたものが、3地域①伝統的な技術を生かした地場産業が盛んな地域、②国際交流に取り組んでいる地域、③地域の資源を保護・活用している地域を取り上げるようになった。その際、地域の資源を保護・活用している地域については、自然環境、伝統的な文化のいずれかを選択して取り上げる。

■「適切に」とは

「適切に」とは、情報の出典や作成時期、作成者を確かめたり、聞き取り調査やコンピュータなど集める手段の特性に留意したりして情報を集めること、資料の特性に留意して情報を読み取ること、必要な情報を整理して白地図や年表、図表などに効果的にまとめることなどを指している。

■「多角的に考える力」「議論する力」とは

- ・児童が複数の立場や意見を踏まえて考えることを 指している。学年が上がるにつれて徐々に多角的 に考えられるようにすることを求め、第5学年か ら目標の中に位置付けている。
- ・(2)の「多角的に考える力」、「考えたことや選択・ 判断したことを説明したり、それらを基に議論し たりする力」については、第5学年以降に記載さ れている。

「立場」で物事を考えさせることが小学校では特に 重要である。

(例)農家の○○さん、工場で働く人、生産者と消費者、情報の発信者と受信者、日本と諸外国等、学年が上がるにつれ、複数の立場で事象を捉えさせていくような見方をさせていくことが重要である。

- (ア) 世界における我が国の国土の位置,国土の 構成,領土の範囲などを大まかに理解するご と。
- (4) 我が国の国土の地形や気候の概要を理解するとともに、人々は自然環境に適応して生活していることを理解すること。
- (ウ) 地図帳や地球儀,各種の資料で調べ,まと めること。
- イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に 付けること。
 - (ア) 世界の大陸と主な海洋,主な国の位置,海 洋に囲まれ多数の島からなる国土の構成など に着目して,我が国の国土の様子を捉え,そ の特色を考え,表現すること。
 - (4) 地形や気候などに着目して、国土の自然などの様子や自然条件から見て特色ある地域の人々の生活を捉え、国土の自然環境の特色やそれらと国民生活との関連を考え、表現すること。

(2) ~ 略 ~

- (3) 我が国の工業生産について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (ア)(イ) ~ 略 ~ /
 - (ウ) 貿易や運輸は、原材料の確保や製品の販売 などにおいて、工業生産を支える重要な役割 を果たしていることを理解すること。
 - (エ) 地図帳や地球儀,各種の資料で調べ,まとめること。
 - イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
 - (ア) 工業の種類,工業の盛んな地域の分布,工業製品の改良などに着目して,工業生産の概要を捉え,工業生産が国民生活に果たす役割を考え,表現すること。
 - (イ) 製造の工程,工場相互の協力関係,優れた技術などに着目して,工業生産に関わる人々の工夫や努力を捉え,その働きを考え,表現すること。
 - (ウ) 交通網の広がり、外国との関わりなどに着り 目して、貿易や運輸の様子を捉え、それらの 役割を考え、表現すること。
- (4) 我が国の産業と情報との関わりについて、学習 の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項 を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
 - (ア) 放送, 新聞などの産業は, 国民生活に大きな影響を及ぼしていることを理解すること。
 - (4) 大量の情報や情報通信技術の活用は、様々な産業を発展させ、国民生活を向上させていることを理解すること。
 - (ウ) 聞き取り調査をしたり映像や新聞などの各

■「領土の範囲」について

・これまでも国土の位置や構成、領土を調べている が、今回は「どこまでが領土なのか」という、領 土の範囲を捉えることができるよう明確にした。

■イ(ア)及び(イ)について

- 世界の大陸と主な海洋など、国土の構成を理解した上で領土をつかむようにする。まず概要を捉え、 我が国の特色をズームインして考えるという構成 にしている。
- ・地形や気候などに注目して考える内容は二つである。一つ目は国土の自然などの様子や自然条件から見て特色のある地域の人々の生活を捉えること,二つ目は国土の自然環境の特色やそれらと国民生活との関連を考えることである。単元のまとまりは示しているが、1単元としての位置付けではない。

■アの(ウ)について

・「食糧生産」の単元では(f)のような内容を独立させず、輸送や販売方法を工夫することを通して収益を上げていることを包括的に学ぶような扱いをしている。「工業生産」の単元では、独立して扱い、貿易や運輸の様子について考えさせ、幅広い視野で日本の工業製品の輸出入を考えさせる。

■イの(ア)について

・工業の種類、地域の分布、工業製品の改良などの 知識を学んだ上で、社会的事象の見方・考え方を 働かせ、工業生産の概要(日本はどのような工業 が盛んか、工業の盛んな地域はどのように広がっ ているか、工業製品はどのように改良されてきた かなど)の問いを設けて調べたり、工業製品と国 民生活を関連付けて考えたりして、調べたことや 考えたことを表現するなど、実際の授業展開をイ メージした知識の構造で記載している。

■イの(ウ)について

- ・「交通網の広がりに着目する」とは、原材料の確保 や製品の出荷のための高速道路や鉄道、航路など の交通網、陸運や海運などの輸送手段と、輸送の 際の工夫や努力について調べることである。その 際、運輸業や倉庫など物流に関わる人々の働きや 港湾や空港といった施設などに触れるようにする ことも考えられる。
- ・「外国との関わりに着目する」とは、輸出入を通した我が国と諸外国との関わりについて調べることである。このようにして調べたことを手掛かりに 貿易や運輸の様子を捉えることができるようにする。

種資料で調べたりして, まとめること。

イ 次のような思考力,判断力,表現力等を身に 付けること。

(ア) ~ 略 ~

- (イ) 情報の種類、情報の活用の仕方などに着目して、産業における情報活用の現状を捉え、情報を生かして発展する産業が国民生活に果たす役割を考え、表現すること。
- (5) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア ~ 略 ~

- イ 次のような思考力,判断力,表現力等を身に付けること。
 - (7) 災害の種類や発生の位置や時期,防災対策 などに着目して,国土の自然災害の状況を捉 え,自然条件との関連を考え,表現すること。
 - (4) 森林資源の分布や働きなどに着目して,国 土の環境を捉え,森林資源が果たす役割を考 え,表現すること。
 - (ウ) 公害の発生時期や経過,人々の協力や努力 などに着目して,公害防止の取組を捉え,そ の働きを考え,表現すること。

3 内容の取扱い

- (1) 内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。
 - ア アの(ア)の「領土の範囲」については、竹島や 北方領土、尖閣諸島が我が国の固有の領土であ ることに触れること。

イ~エ ~ 略 ~

- (2) 内容の(2) については、次のとおり取り扱うものとする。
 - ア アの(イ)及びイの(イ)については、食料生産の 盛んな地域の具体的事例を通して調べることと し、稲作のほか、野菜、果物、畜産物、水産物 などの中から一つを取り上げること。
 - イ イの(ア)及び(イ)については、消費者や生産者の立場などから多角的に考えて、これからの農業などの発展について、自分の考えをまとめることができるよう配慮すること。
- (3) 内容の(3)については、次のとおり取り扱うものとする。
 - ア アの(イ)及びイの(イ)については、工業の盛んな地域の具体的事例を通して調べることとし、 金属工業、機械工業、化学工業、食料品工業などの中から一つを取り上げること。
 - イ イの(ア)及び(イ)については、消費者や生産者 の立場などから多角的に考えて、これからの工 業の発展について、自分の考えをまとめること ができるよう配慮すること。

■「情報を生かして発展する産業」とは

・第三次産業から選択する。産業学習の意味合いを 強調している。(※「内容の取扱い」参照)

■「我が国の国土の自然環境と国民生活」について

・(1)の内容との違いは、(1)は国土の様子と国民生活であり、(5)は自然環境と密接な関連のある国民生活という側面で単元を捉えることである。

■(5)のイについて「視点のとらえ方」

・位置, 時期, 経過, 分布, 働き, 協力, 努力等, 全体に「視点」を意識した内容が配列されている。 こうしたキーワードに着目すると,「視点」を捉え やすい。

■「領土の範囲」について

- 「領土の範囲」について指導する際には、竹島や北 方領土(歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島)、尖 閣諸島は一度も他の国の領土になったことがない 領土という意味で我が国の固有の領土であること などに触れて説明することが大切である。
- ・竹島や北方領土の問題については、我が国の固有 の領土であるが現在大韓民国やロシア連邦によっ て不法に占拠されていることや、我が国は竹島に ついて大韓民国に対し繰り返し抗議を行っている こと、北方領土についてロシア連邦にその返還を 求めていることなどについて触れるようにする。
- ・尖閣諸島については、我が国が現に有効に支配する固有の領土であり、領土問題は存在しないことに触れるようにする。
- ・これら我が国の立場は、歴史的にも国際法上も正当であることを踏まえて指導するようにする。

・平成30年度から対応する。地図帳があれば、対応できる内容である。

■内容の(2)のイについて

・ここでは、学習したことを基に、生産性や品質を 高める工夫を消費者や生産者の立場に立って多角 的に考え、これからの農業や水産業における食料 生産の発展に向けて自分の考えをまとめることが できるよう指導することが大切である。

- ・「多角的に考える」を説明している。
- ・「消費者の立場」「生産者の立場」それぞれを考えていくと、必ず結び付いていくものがある。そこから踏み込んで、「生産者の立場で学んできたけど、消費者の立場でもう一度見直してみよう。」等、問いを工夫していくとよい。

(4) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア ~ 略 ~

- イ アの(イ)及びイの(イ)については、情報や情報 技術を活用して発展している販売、運輸、観光、 医療、福祉などに関わる産業の中から選択して 取り上げること。その際、産業と国民の立場か ら多角的に考えて、情報化の進展に伴う産業の 発展や国民生活の向上について、自分の考えを まとめることができるよう配慮すること。
- (5) 内容の(5)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(ア)については、地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害などを取り上げること。

- イ アの(f)及びイの(f)については、大気の汚染、 水質の汚濁などの中から具体的事例を選択して 取り上げること。
- ウ イの(イ)及び(ウ)については、国土の環境保全 について、自分たちにできることなどを考えた り選択・判断したりできるよう配慮すること。

[第6学年]

1 目標

柱書き及び(1)~(3)~ 略~ ※(2)については,第5学年と同じ

2 内容

- (1) 我が国の政治の働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア次のような知識及び技能を身に付けること。
 - (ア) 日本国憲法は国家の理想, 天皇の地位, 国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていることや, 現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを理解するとともに, 立法, 行政, 司法の三権がそれぞれの役割を果たしていることを理解すること。
 - (4) 国や地方公共団体の政治は、国民主権の考え方の下、国民生活の安定と向上を図る大切な働きをしていることを理解すること。
 - (ウ) 見学・調査したり各種の資料で調べたりして、まとめること。
 - イ 次のような思考力,判断力,表現力等を身に 付けること。

(ア) (イ) ~ 略 ~

(2) 我が国の歴史上の主な事象について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア次のような知識及び技能を身に付けること。

■内容の(4)のイについて

・取り上げる事例としては、例えば、販売情報を収集・分析して商品の入荷量や販売量を予測したり、インターネット上で商品の管理を行ったりしている販売業、交通や位置、気象などの情報を活用したり、倉庫を運営する産業と連携して迅速かつ効率的な輸送に努めたりしている運輸業、魅力ある地域の観光資源について情報を発信して地域の活性化に努めている観光業、様々な機関と連携したり離れた地域間で情報を共有したりすることによりサービスの向上に努めている医療や福祉などの産業が考えられる。

・医療産業の開発,介護ロボット等,情報ネットワークの学習でこれまでやってきた事例を扱うとよい。

■「選択・判断」について

・公害と森林のところで、選択・判断するよう配慮する。その際、「自分たちはこんな関わり方ができそうだ…」、「こんなことが協力できそうだ…」といったことを考えさせることが必要である。

■内容(1)政治→(2)歴史への変更

- ・政治が歴史の前に入ってきた主な理由は、「主権者教育への対応」の観点がある。これまで歴史に時間がかかり過ぎ、政治と国際の学習が駆け足になっていた現状もある。また、自分たちの国(社会)の仕組みをしっかり学んでから、今の国(社会)をつくりあげてきた歴史はどうなのか…という思考過程で指導していくことが求められる。
- ※身近な政治が先で、日本国憲法があとにきていた 現行の学習に代わり、日本国憲法を学んでから、 身近な政治に入る。大日本国憲法や先の戦争のこ とを学ばないで日本国憲法を学ぶことになる。
- ※具体的事例から入った方が、児童の思考の流れに とってはよいため、人権などの具体的な事例を取 り上げつつ日本国憲法の学習に入っていくような 学習過程が求められる。
- ■地方公共団体や国の政治→(変更)国や地方公共 団体の政治

■(2)のアについて

現行の学習指導要領では、(7)~(f)の区分で内容が構成されたが、改訂により(7)~(f)の区分となり、2項目増加している。

・「我が国の歴史は政治の中心地や世の中の様子などによって幾つかの時期に分けられる」の基本的なスタンスに則り、(イ)と(ウ)の「天皇中心の国づくりと平安の文化」を分けたこと、(カ)と(キ)の「三人の武将と家光の政治」を分けたことによる。

その際,我が国の歴史上の主な事象を手掛かりに, 大まかな歴史を理解するとともに,関連する先人 の業績,優れた文化遺産を理解すること。

- (7) 狩猟・採集や農耕の生活,古墳,大和朝廷 (大和政権)による統一の様子を手掛かりに, むらからくにへと変化したことを理解するこ と。その際,神話・伝承を手掛かりに,国の 形成に関する考え方などに関心をもつこと。
- (4) 大陸文化の摂取,大化の改新,大仏造営の 様子を手掛かりに,天皇を中心とした政治が 確立されたことを理解すること。
- (ウ) 貴族の生活や文化を手掛かりに、日本風の 文化が生まれたことを理解すること。
- (エ) (オ) ~ 略 ~
- (カ) キリスト教の伝来,織田・豊臣の天下統一 を手掛かりに,戦国の世が統一されたことを 理解すること。
- (キ) 江戸幕府の始まり、参勤交代や鎖国などの 幕府の政策、身分制を手掛かりに、武士によ る政治が安定したことを理解すること。

(ク)~(コ) ~ 略 ~

(サ) 日中戦争や我が国に関わる第二次世界大戦,日本国憲法の制定,オリンピック・パラリンピックの開催などを手掛かりに,戦後我が国は民主的な国家として出発し,国民生活が向上し,国際社会の中で重要な役割を果たしてきたことを理解すること。

(シ) ~ 略 ~

イ ~ 略 ~

(3) グローバル化する世界と日本の役割について, 学習の問題を追究・解決する活動を通して,次の 事項を身に付けることができるよう指導する。

ア ~ 略 ~

イ 次のような思考力,判断力,表現力等を身に 付けること。

- (7) ~ 略 ~
- (イ) 地球規模で発生している課題の解決に向けた連携・協力などに着目して、国際連合の働きや我が国の国際協力の様子を捉え、国際社会において我が国が果たしている役割を考え、表現すること。
- 3 内容の取扱い
 - (1) 内容の(1) ~ 略 ~
 - (2) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア~エ ~ 略 ~

- オ アの(イ)から(サ)までについては、当時の世界 との関わりにも目を向け、我が国の歴史を広い 視野から捉えられるよう配慮すること。
- カ アの(シ)については、年表や絵画など資料の特性に留意した読み取り方についても指導すること。

キ ~ 略 ~

■大和朝廷(大和政権)について

- ・朝廷という言葉は、児童にとって何度も繰り返し 使われる言葉であるため優先的に教える。
- <解説(抜粋)>
- ・大和朝廷については、その成立や展開の時期を広 く捉える観点から「大和政権」とも呼ばれている ことに触れる。

■「鎖国など」について

- ・鎖国という言葉が残った。貿易を制限していたことから「鎖国」という言葉を使わないほうがいいとの指摘もあったが、開国という言葉と合わせて広く知られていることから「鎖国など」という表現にした。
- ■「日華事変」→「日中戦争」への変更について ・学術研究の進展に対応し整理し直した。
- ■「オリンピック・パラリンピックの開催など」に ついて
- ・障がい者との共生を重視してパラリンピックを付加している。スポーツを通して世界平和への貢献、 平和を主張してきたことに気付くようにする意図がある。

■「地球規模で発生している課題の解決に向けた連携・協力などに着目」するとは

・紛争,環境破壊,飢餓,貧困,自然災害,人権な ど国境を越えた課題,その解決のための国際連合 の働きや我が国の国際協力の様子について調べる

■「内容の取扱い」について

- すについては、「世界の地図」を扱い、広い視野で 捉えられる指導をする。
- → カについては、授業の中で「年表」は掲示されているものの、その「年表」が使われないまま授業が展開されている現状がある。児童に時系列を意識させる。

(3) 内容の(3) ~ 略 ~

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、問題解決への見通しをもつこと、社会的事象の見方・考え方を働かせ、事象の特色や意味などを考え概念などに関する知識を獲得すること、学習の過程や成果を振り返り学んだことを活用することなど、学習の問題を追究・解決する活動の充実を図ること。
 - (2) 各学年の目標や内容を踏まえて、事例の取り上げ方を工夫して、内容の配列や授業時数の配分などに留意して効果的な年間指導計画を作成すること
 - (3) 我が国の47都道府県の名称と位置,世界の大陸と主な海洋の名称と位置については,学習内容と関連付けながら,その都度,地図帳や地球儀などを使って確認するなどして,小学校卒業までに身に付け活用できるように工夫して指導すること。
 - (4) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
 - (5) ~ 略 ~
- 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 各学校においては、地域の実態を生かし、児童が興味・関心をもって学習に取り組めるようにするとともに、観察や見学、聞き取りなどの調査活動を含む具体的な体験を伴う学習やそれに基づく表現活動の一層の充実を図ること。また、社会的事象の特色や意味、社会に見られる課題などについて、多角的に考えたことや選択・判断したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなど言語活動に関わる学習を一層重視すること。

(2)(3) ~ 略 ~

(4) 児童の発達の段階を考慮し、社会的事象については、児童の考えが深まるよう様々な見解を提示するよう配慮し、多様な見解のある事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、有益適切な教材に基づいて指導するとともに、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなどの偏った取扱いにより、児童が多角的に考えたり、事実を客観的に捉え、公正に判断したりすることを妨げることのないよう留意すること。

■(1)「主体的・対話的で深い学び」について

- ・「主体的な学び」とは、児童が学習問題を見いだし、 見通しをもって取り組むようにする。また、学習問題を予想したり学習計画を立てたりして、追究・解決方法を検討したり、学習したことを振り返り、学習成果を吟味したり新たな問いを見いだしたりすること、学んだことを基に生活を見つめたり社会生活に向けて生かしたりすることが必要である。
- ・「対話的な学び」とは、様々な場面で児童相互の話合いや討論などの活動を一層充実させること。また、実社会で働く人々から話を聞く活動等の充実が求められる。個々の児童が多様な視点を身に付け、社会的事象の特色や意味などを多角的に考えることができるようにすることも大切である。
- ・「深い学び」にするために指導計画の工夫、改善が 求められる。児童の実態や教材の特性を考慮して学 習過程を工夫し、児童が社会的事象の見方・考え方 を働かせ、主として用語・語句などを含めた具体的 な事実に関する知識を習得したり、それらを踏まえ て社会的事象の特色や意味などを獲得したりでき るよう、問題解決的な学習を展開することが大切で ある。また、社会に見られる課題を把握して、その 解決に向けて社会への関わり方を選択・判断するこ となどの活動を重視することも大切である。

▶(2)「マネジメントの視点」について

・取り上げる事例に重複や偏りがないよう配慮したり、取り扱い方に軽重を付けたりして単元をマネジメントしていくことが求められる。

■「グローバル化への対応」について

・(3) 小学校卒業までに身に付けることができるよう 工夫して指導する必要がある。47 都道府県の名称 や位置が地図上で指摘できるよう,各学年で繰り 返し指導する。また,世界の大陸と主な海洋につ いては,グローバル化への対応を受け,六大陸と 主な三大洋について,名称と位置が理解できるよ うにする。

■(1) 具体的な体験を伴う学習と言語活動について

・「体験活動」の定義が変わったことに伴い、言葉の整理をした。改めて具体的な体験を伴う学習やそれに伴う表現活動を一層充実することを大切にする。また、言語活動の充実について改めて触れ、その重要性を再確認した。

■(4)「適切な資料選定」について

・資料選定をするに当たって、平成27年3月4日付け初等中等教育局長通知「学校における補助教材の適正な取扱いについて」を根拠とし、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなどの偏った資料等を扱うことのないよう留意する。